

医療法人 藤民病院
指定訪問リハビリテーション等及び
指定介護予防訪問リハビリテーション事業所重要事項説明書
(2024 年 6 月 1 日現在)

1 訪問リハビリテーションの目的

事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

2 事業所の名称および概要

法人名	医療法人 藤民病院
事業所名	藤民病院
所在地	和歌山市塩屋 3 丁目 6 番 2 号
電話	073-445-9881
代表者名	宮本 典亮
指定事業所番号	3010110496

3 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(都合により変更する場合あり)
営業時間	9 時から 17 時までとする。但し、都合により変更する場合は事前に連絡調整を行う。
休業日	日曜日、祝日、国民の休日、12 月 30 日～1 月 3 日 (都合により変更する場合あり)

4 事業所の職員体制

管理者	向井 龍一郎
理学療法士	1 名
作業療法士	1 名

5 サービス提供地域

当院より半径 8km 以内の区域とする。
但し、必要に応じ通常区域外の相談にも対応します。

6 訪問リハビリテーション等の内容

- ① 基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復
- ② 日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なりハビリテーション
- ③ 要介護(支援)認定申請に対する協力、援助
- ④ 相談業務
- ⑤ 居宅介護支援事業者等との連携

7 交通費

サービス提供地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 330 円／回(税込み)

8 利用料について

- | | |
|--|----------|
| ① 訪問リハビリテーション費 | 308 単位／回 |
| ② 短期集中リハビリテーション実施加算
退院(所)又は認定日から起算して 3 ヶ月以内 | 200 単位／日 |
| ③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算
退院(所)又は訪問開始日から起算して
3 ヶ月以内 (2 回まで/週) | 240 単位／日 |

介護保険が適用される利用者の自己負担割合は、利用者本人および世帯の所得等により異なります。

また、介護保険の給付の範囲を超えた分につきましては、全額自己負担となります。

9 秘密の保持と個人の情報保護について

- ①利用者及びその家族に関する秘密の保持について
- ・事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- ②個人情報の保護について
- ・事業者は、利用者及び利用者家族に関する個人情報が含まれる記録物については管理者の注意をもって管理し、第三者への漏洩を防止するものとします。

10 事故発生時の対応

- ①事業者は、訪問リハビリテーションの提供に伴って、事業者の責任に帰すべき事由により事故の発生した場合には、その責任の範囲において利用者に対しその損害を賠償します。
- ②事業者は、訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行い必要な措置・対応を行います。
- ③事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防止するための対策を講じます。

11 苦情申し立ての制度

苦情申し立て及び相談に対する常設の窓口を設置しています。

- ・ 電話番号 073-445-9881 FAX 073-441-6360
- ・ 担当者 地域連携部部長 及び 看護部長

12 訪問リハビリテーション

- ・ 事業者の窓口 医療法人 藤民病院
和歌山市塩屋 3 丁目 6 番 2 号 電話番号：073-445-9881
- ・ 市町村の窓口 和歌山市役所介護保険課
和歌山市七番丁 23 電話番号：073-435-1190
- ・ 公共団体の窓口 和歌山県国民健康保険団体連合会
和歌山市吹上 2 丁目 1 番 22 (日赤会館内)
電話番号 073-427-4662

13 重要事項説明の年月日

上記内容について、指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第78条の規定に基づき利用者の説明を行いました、

14 その他

その他サービス提供により発生する実費負担分を徴収する場合がございます。

附則 この規程は2014年7月1日から施行する。

附則 この規程は2015年4月1日改訂、同日から施行する。

附則 この規程は2018年4月1日改訂、同日から施行する。

附則 この規程は2019年4月1日改訂、同日から施行する。

附則 この規程は2019年10月1日改訂、同日から施行する。

附則 この規程は2021年4月1日改訂、同日から施行する。

附則 この規程は2024年6月1日改訂、同日から施行する。

重要事項説明書の説明年月日 年 月 日

事業者	所在地	和歌山市塩屋3丁目6番2号
	名称	医療法人 藤民病院
	代表者	理事長 宮本 典亮

印

説明者

印

上記の内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印